

総務経済常任委員会

令和3年6月22日（火曜日）

開会 午前 9時26分

閉会 午前11時49分

I. 調査事項

◎契約管理課

- ・普通財産の貸付契約状況について

◎総務課

- ・ふるさと納税の用途について

◎商工労働観光課

- ・ふるさと納税返礼品の開発の支援策等について

◎上下水道課

- ・水道事業（上水道）未普及地域の課題と対応策について

◎消防本部

- ・消防行政の一部事務組合（広域消防）の導入について

○出席委員（7名）

2番 山田 誠 君	5番 伊藤 昇 君
7番 堀合 哲哉 君	8番 東 隆一 君
9番 河野 文彦 君	10番 宮本 秀逸 君
12番 木村 俊広 君	

○欠席委員（0名）

○出席説明員

副 町 長	長 瀬 賢 一 君
契約管理課長	山 田 真 人 君
契約管理課長補佐兼 契約管理係長	東 克 宏 君
契約管理課長補佐兼 管 財 係 長	菊 地 敏 之 君
総 務 課 長	濱 野 尚 史 君
総務課総務係長	白 石 秀 之 君
総務課財政係長	三 浦 正 彦 君

商工労働観光課長	阿	部	泰	之	君
商工労働観光課 商工労働係長	一	條	杏	紗	君
上下水道課長	水	元	良	文	君
上下水道課長補佐兼 工務係長	西	村	公	宏	君
上下水道課長補佐兼 施設係長	山	田		徹	君
上下水道課 業務係長	梶	谷	光	兵	君
消防本部消防長	東	谷	直	樹	君
消防本部 庶務係長	佐	山	寿	一	君
消防本部 警防課長	西	村		智	君
消防本部 予防課長	松	居	順	一	君
森町消防署長	松	田	光	治	君
森町消防署 砂原支署長	一	條	清	隆	君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	小	田	桐	克	幸	君
次長兼 議事係長兼 庶務係長	奥	山	太	崇	君	

◎開会・開議の宣告

○委員長（山田 誠君） おはようございます。若干時間が早いようではございますけれども、定足数に達していますので、これから総務経済常任委員会を開催したいなと思っています。

それでは、今回第1回目の所管事務調査でございます。今後2年間、総務を担当いたしますので、皆様と共々森町の振興発展のために頑張っていきたいなと思いますので、皆様のご協力方よろしくをお願いいたします。

それでは、ただいまの出席議員は7名でございます。定足数に達しましたので、総務経済常任委員会を開催いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎調査事項

○委員長（山田 誠君） 初めに、契約管理課関係の調査事項を行います。

普通財産の貸付契約状況についてを議題といたします。

山田契約管理課長より資料の説明を求めます。

○契約管理課長（山田真人君） それでは、契約管理課所管、普通財産の貸付契約状況についての概要を資料に沿ってご説明いたします。

なお、当該資料は令和3年3月31日現在の状況を取りまとめたものとなっておりますので、あらかじめご了解願います。

まず、資料1を御覧ください。上段、町有地の貸付状況でございます。区分として、宅地、原野、公衆用道路、山林、雑種地の種目別、貸付先は個人と法人の別で記載しております。貸付地の総数は106筆、地籍は21万7,892.32平米となります。また、当該貸付地に係る賃貸借契約の件数は、個人が49件、法人が35件となっております。貸付地の筆数と契約件数が一致してございませんが、これは1個人または1法人に対して複数の土地を貸し付けているケースや、逆に1筆の土地を複数の個人、法人に対して貸し付けているケースもございます。これらのことによる数字の相違でございますので、その旨ご理解いただきたいと思っております。

続きまして、中段、町有建物の貸付状況でございます。区分として、利用中、これは貸し付けているものでございます。それと、未利用、使用不可の別、建物の区分としましては住宅と住宅以外の建物に分けております。貸し付けている棟数は、住宅以外の建物が10棟、住宅が37棟、計47棟でございます。なお、物置などの附属建物につきましては、この表には含んでおりませんので、ご了解願います。契約件数は、住宅以外の建物が9件、住宅が21件となっております。

最後に下段ですが、町有地の占用状況を記載しております。主に北電柱とNTT柱について、合計245か所の土地を使用しておりますが、これらについては賃貸借契約ではなく、

使用許可という形を取っております。本委員会の調査事項には当てはまりませんが、参考として記載させていただいております。

次に、資料2及び資料3でございますが、町有地貸付状況の一覧として筆ごとに使用目的、地目、貸付面積、使用料について、個人、法人別に取りまとめたものでございます。

資料4につきましては、町有建物使用状況一覧として建物別に物件名、延べ床面積、所在地、利用状況、年額の料金を記載してございます。

そして、最後のページ、資料5でございますが、令和2年度土地建物貸付収入の収納状況を速報値で掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上、簡単でございますが、概要説明とさせていただきます。

○委員長（山田 誠君） では、ただいま契約管理課長より説明がございました。

何か質疑ございませんでしょうか。

○委員（河野文彦君） 先般の尾白内のごみ処理を営んでいた方のケースでも結構問題になったかと思うのですけれども、その契約の状況ですね、年数が長いほど単純更新といいますか、今回の件でいけば一番問題になったのは保証人の件だと思うのです。それで、今現在貸し付けている土地、建物で保証人の部分というのは明確に確認しているかどうか、まずお願いします。

○契約管理課長（山田真人君） 保証人の件でございますけれども、当課で精査を一応いたしました。

それで、まず土地ですけれども、保証人がついている、保証人を通っているものについては34件、保証人がないというのが50件ございます。建物に関しては、保証人がついているものが4件、保証人がないまま契約を締結しているというのは26件でございます。

○委員（河野文彦君） 今聞いたら、保証人がないほうが多いのかなという感じなのですけれども、その部分に関しては次の更新の際には間違いなく保証人を取っていくのかというところをまず確認させてください。

それと、以前の尾白内のケースでいくと、町長が認めると取らなくていいよというような判断が以前にあったてんまつが今回の件だというふうに伺っています。その辺を踏まえて、町として、これ課長ではなくて副町長のご意見を聞きたいなと思うのですけれども、町長が特別取らなくていいよというようなことは、僕はできれば余りよろしくないのかなと思うのですけれども、この辺についてどう思うか。今後は、そのようなことないようにしますと言えばそれでいいのですけれども、いかがでしょうか。

○契約管理課長（山田真人君） まず、契約更新時の保証人の声かけの関係なのですけれども、以前もお話しさせていただきましたとおり、更新時には漏れなく保証人ついていない契約者には保証人をつけてくださいというようなことを声かけは行っております。

ただ、やはりどうしても今まで保証人がついていない契約、賃借人の方がやっぱり急に保証人を見つけれないというような申出が多くて、声かけはするのですけれども、実際にその保証人を立てていただくまでには至らないというケースが多いというのが実情です。

あと、去年の所管事務調査でご指摘いただいた件なのですが、先ほど申しあげました保証人がついていない件数のうち法人35件については全て保証人取っていません。それで、去年指摘いただいて、今年から法人については賃貸借契約漏れなく保証人をつけていただくようお願いしているところです。

○副町長（長瀬賢一君） 保証人について、今課長から答弁あったとおりでございますけれども、町としてしっかりと今後保証人をつけていただくようお願いをしていくということは徹底していきたいというふうに考えております。

また、町長が認めるという部分でございますけれども、やはりまずはそのところをしっかりとお願いしていくということで、必要なものは認めていかなければならないというふうに思うのです。ただ、やはり乱発していくということ、合理的でないものについて乱発していくということについては避けていかなければならないのかなというふうに考えております。まずは、しっかりと契約の更新時にまた新たに契約を結んでいくというときに保証人をつけていただくようお願いしていくということを徹底していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（河野文彦君） ケースによっては、例えば身寄りのない独り暮らしのお年寄りの方とかが町営住宅だとか、そういうケースの場合というのは本当に仕方ないのかなというふうに思うのです。そこまで絶対つけないと出ていってくださいとか、そういうことはできないと思うのです。ですから、そこはケース・バイ・ケースは仕方ないとは思いますが、例えば法人であっても個人であっても事業用に借りて、企業だとか個人が利益を得るために土地貸してくださいとか、そういうケースの場合は知り合いがないから保証人つけられないとかというのは通らないのかなと思うのです。その辺はがっちりやって、仕方ないケースは本当に仕方ないと思うのです。特にそういう個人の方の住居の部分であるとか、そういうところは致し方ないと思うのですけれども、特に商売のために借りている方に関しては、がっちりと指導して保証人のほうも確実に取ってもらえたかなというふうに思います。

あと最後に、無償で貸している土地、建物もありますよね。この無償と有償の区分というのかな、その辺最後に聞かせてもらえたら、お願いします。

○契約管理課長（山田真人君） 明確な規定というのはございませんけれども、概要を言いますと、主に公共的な使用目的である場合だとか、あと慣例で昔から、昭和の時代から無償で貸し付けているよというようなものについては、現在も引き続き無償で取り扱っておりますし、あと国だとか北海道の公共事業で資材置き場だとかにしたいという場合については無償で賃貸借契約を結んでおります。

以上です。

○委員（斉藤優香君） 資料4の赤井川町有事務所、カウベルビレッジなのですが、利用状況がないとなっているのですけれども、これは本当に誰ももう住んでいなくて利用

状況がないのでしょうか。

○契約管理課長（山田真人君） 赤井川の旧カウベルの件だと思うのですが、おとし建物を貸し付けている者おりましたけれども、返還受けて、現在あの地区、建物も土地も誰にも貸付けを行っておりません。

○委員（宮本秀逸君） 先ほど河野委員から保証人に関してのいろんな質疑あったのですが、これだけ人が減っていく時代です。人が減っていく時代ということは、空き地、空き家が当然増えていきますし、例えば町に給付したいからみたいな話も当然出てきます。町有地が減っていくというそんな話はしばらくはなっていないのかと、そんな私の勝手な考えですけれども、そういったときにあって、先ほど山田課長がいろんな答弁されましたけれども、実感として保証人を立てることが非常に難しいという、そういった状況というか空気感といいますか、そういったものはどういう感じをされていますか。将来を見通して、今の段階で。答弁しづらいかもしれませんが、今の率直な課長の感想というのか、それをどういうふうにお考えかというのを、まず1つそれをお聞きしたい。

○契約管理課長（山田真人君） お答えいたします。

あくまでも私の感じていることなのですが、やはり従来の賃借人の方が、件数手元にはないのですが、高齢者の方が非常に多いような感じを受けておるのです。毎年更新時だとかに声かけはしますが、高齢で子供さんたちもこちらのほうにも町の中にもいないし、迷惑をかけられないということで、どうしても親族、知人等にお願ひできないのだよねというような保証人を立てていないという申出が多いように感じています。

○委員（宮本秀逸君） ということは、先ほどの答弁の中で仕方がないときがあるのだという、そういった件もあるのだというお話をされましたけれども、そんなところに当てはまるのかなと思いますけれども、やはり関連するそういった条例とかがあれば、そんなこともこれから変更していくようなことを考えていかなければならないのかなと私は感じしているのです。

もう一つ、別なことをお聞きしますが、北電柱とか使用料いただいていませんというようなお話が最初にありましたけれども、西大沼の分について、あそこはグリーンピアの隣のあそこですか。水源涵養林になっているところですか。あの林のところかと思うのですが、そこはいただいていますよね。入っていますね、ここに。森町としてはいただきませんというような方向でやってきたというお話がさっき副町長のほうからありましたけれども、やっぱり同じ町有地でも、あそこはたまたま七飯町になっていますけれども、いただくところといただかないところがあるというのは仕方ないことだなみたいな、そんな感じですか。

○委員長（山田 誠君） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時43分

再開 午前 9時44分

○委員長（山田 誠君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○契約管理課長（山田真人君） お答えいたします。

西大沼の件なのですけれども、電柱ではなくて、一応鉄塔の敷地ということで、電柱と分けて考えさせていただいていました。

○委員（宮本秀逸君） 高圧線の鉄塔ですね。

○契約管理課長（山田真人君） そういう認識でございます。

○委員（東 隆一君） お聞きしたいのですが、資料の2番なのですけれども、一時耕作地ということで結構あるのですけれども、これは私の記憶というか感じ方ですと、ほとんど何年も雑草のままずっと置いてある土地だと思うのです。ですから、実際にこの部分、尾白内町というのは結構昔、下のほうに全然住宅というか耕作地がないときに、結構畑を借りたいという方が借りているはずなのです。そうしますと、代が替わっているはずなのです、借りた方と。そういうところをどこまで把握しているのか。今、だから実際に更新時のときに新たな方が、今度息子さんなりなんなりが借りているのだと思いますけれども、実際に何もしていないのでしたら返却してもらうような形を取ったらいかがなのでしょう。何かそれでもっと活用方法があれば、1枚の土地にしてしまえば、割と何かまた活用方法があるのではないかなと思うのですが、結局何もしていない場所が結構多く見受けられるので、そのところどうなのでしょう。これでもしも建物でも建てられて、また何かそのところ更新時のときにきちっと把握をしてこれから更新をしなければ、なるべくそういうのは返還してもらうような。一旦借りて安い、このままでしたら四千幾ら払えば300坪なりなんなりを結局ある程度自由に何もしないで自分の土地、行く行くは町から払い下げしてもらうみたいな感覚でいられれば、これもまずいのではないかなと。それでしたら、そのときにそういうふう感じたわけですから、もしも使っていないのだったら、それは要するにもう返却してもらうような形を取られたほうが、どうでしょう。そのところ、どこまで把握されているのでしょうか。

○契約管理課長（山田真人君） お答えいたします。

一時耕作地、こちらの貸付けにつきましては、原則2年更新となりますので、例えば借り主が亡くなって、委員おっしゃられる代替わりですね、こういった場合については少なくとも2年以内には新しい名義で貸付け等を行っております。あと、実際に畑に参っていないところもあるではないかということなのですけれども、こちらについては契約管理課のほうとしては全ての一時耕作地として貸しているところを実際に畑として使っているのかどうなのかということを確認して、今後につきましてはそれこそ契約更新時に活用状況がどうなのかということを確認して、畑として使っていないよということであれば返還も含めて考えていただきたいということで仕事を進めたいと思います。

○委員（東 隆一君） もう一つ、この自己の建物敷地ということで、建物を建てた部分に新たに自分で建物を建てましたよと、そういう部分のときには、結局きちっと把握され

ての契約になるのでしょうか。本人がこれだけまた建物を建てますよということで建物を建ててしまっているのを把握しているのか。そうしませんと、こういうふうは今借りる方がさっき言った保証人なしの方もいらっしゃいますから、その部分でもしもその方がいなくなった場合には当然保証人いないわけですから、町有地ですから、町がまた今回のような形で負担するというようなことを繰り返していれば、町民にはどう見たって何しているのだと。きちっと契約の管理の規則があるのだろうという部分を言われたときに、私は説明のしようがないわけです、町民に。ですから、そのところをどこまで契約時に、きちっと今までの建物が3棟ありましたよと。1棟増えましたよと。それはちょっとまずいですよとか、そういう部分をきちっと把握しながら契約更新しているのかどうなのか、そのところもお聞きしたいのですけれども。

○契約管理課長（山田真人君） お答えいたします。

貸し付けている土地に新たに建物を建てるといった場合は、相手側から届出いただくことになっておりますので、届出いただく限りは漏れはないと思うのですが、例えば住宅用敷地で貸していて、たまたま小さい物置だとか車庫だとかを建てたというケースはもしかしたら漏れがあるかもしれません。その点については、適宜その確認は取っていきたいと思います。

あと、建物敷地として貸している土地以外に物を建てるということであれば、これ勝手に建てることと契約違反になりますので、こういった案件はないものと認識しております。

○委員長（山田 誠君） あとごさいませんか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（山田 誠君） なければ、普通財産の……

（「休憩お願いします」の声あり）

○委員長（山田 誠君） 今ここで。

（「はい」の声あり）

○委員長（山田 誠君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時50分

再開 午前 9時55分

○委員長（山田 誠君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

あとほかになれば、普通財産の貸付契約状況についてを終わりたいと思います。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時55分

再開 午前 9時56分

○委員長（山田 誠君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、総務課関係の調査事項を行います。

ふるさと納税の用途についてを議題といたします。

濱野総務課長より説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） それでは、ふるさと納税の用途についてご説明いたします。

森町のふるさと応援寄附金記念品贈呈事業につきましては、平成27年度から実施し、平成30年度は49万8,334件で59億885万2,000円に、令和元年度は7万4,969件で16億476万2,000円、令和2年度では9万6,214件で19億1,558万5,000円と多くのご寄附をいただいております。

一方、ふるさと応援寄附金の使途につきましては、ふるさと応援寄附金条例第2条に規定されている健康、医療及び福祉の充実に係る事業や青少年の健全育成と教育、スポーツ及び文化・芸術の振興に関する事業など7つの各種事業についてふるさと応援寄附金を充当し、活用しているところであります。

詳しい説明につきましては省略させていただきますが、資料といたしまして直近2か年度分のふるさと応援基金充当事業の一覧を提出しております。

過去2年間の実績としましては、令和元年度では137の事業で11億840万2,000円を、令和2年度では109の事業で4億8,719万7,000円をそれぞれふるさと応援基金より繰入れを行い、各種事業に充当したところであります。また、令和3年度につきましては、さきの6月会議において森町の教育、保育施設整備の財源に充てるため、ふるさと応援基金から2億円の繰入れを行い、幼児教育、保育施設等整備基金に積立てを行ったところであります。

今後につきましても、条例に示された区分に従い、様々な事業に有効に活用させていただきたいと考えております。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長（山田 誠君） 説明が終わりました。

それでは、ただいまの説明について質疑がございますか。

○委員（河野文彦君） 返礼品の開発ということで、魅力ある商品をどんどん開発して、新しいものをどんどん提供するというのは大変大事な開発支援だと思うのですが、ここで総務課の調査事項ということでふるさと納税の開発の支援等ということで、その支援策について前向きに検討していくというふうな記載あるのですが、具体的にその商品開発に対しての支援というのは、こういったことを想定していますか。

○委員長（山田 誠君） 河野委員、それ次の関係で出てきますので、今回はこれで差し控えてください。よろしいですか。

○委員（河野文彦君） はい、すみません。

○委員長（山田 誠君） あとございませんか。特にこういうことをすべきでないかという、何か意見ございませんか。よろしいでしょうか。

○委員（佐々木 修君） どなたもないみたいなので。

様々事業はいろいろな意見、今までも出てきているのですけれども、何せ相手方の寄附ですから、定まった部分というのではないわけで、受け取って初めて金額であって、なかなか計画って組みにくいのだらうなと思うのですけれども、今一般財源化した形で幅広く使っているのですけれども、今年度が幾ら入るかという全く予想の中の予想であって、当面これまでのような金の使い方というか予算配分というか、そういう執行でいくという考えでしょうか。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

予算編成に当たってですけれども、近年交付税も合併算定替えが終了しまして、一本算定になって交付税もここ数年間で減ってきています。ただ、どうしても事業とすれば、さきの3月会議のときの山田議員の一般質問でもあったとおり、すぐ財政規模を縮小して何かできるということはないので、取りあえず当面基金を活用して条例に示された区分できちっと充当していきたいと考えますけれども、今言われたとおりこのふるさと応援寄附金につきましても毎年定額入ってくる寄附金ではないので、そのときの状況をきちんと見極めながら予算の財源充当に反映させていきたいので、今年この金額を繰り入れたので、来年もこの予算を繰り入れしていくというのは決まっているわけではなくて、その都度適正に判断して基金の充当していきたいと考えております。

以上です。

○委員（佐々木 修君） 答えはおおよそ予測のとおりなのですが、商工観光にも絡む項目としてはあるのですけれども、私どももいかにして寄附してくれる全国の方々に魅力ある商品を提供する、ここが勝負どころなのです。ですから、すごくここに気配りしているのですが、町のほうもいかにして受け取るか。いかにして寄附してもらうかという部分については、様々な考え方、アイデア、もしあれば業界のほうにもいかにして金を集めるかの部分でお互い知恵を出してほしいなという部分あるのです。私どももすごく直で寄附されてくるわけで、直接入ってくるわけですから、何とかよその町に負けないで寄附していただく内容に持っていけないかなと常に気配りしているのです。

○委員長（山田 誠君） 佐々木委員、質問中ですけれども、それも先ほどのように次の項目で絡んでいますので、そっちなほうでお願いいたします。

○委員（佐々木 修君） 知恵を入れる、寄附してもらう方々に対して、どんな魅力を出せるかの知恵も総務課含めて町でもアイデアみたいなものを考えて努力してほしいなという部分で、次の項目にも絡まる……

○委員長（山田 誠君） 商工関係ですけれども、濱野課長から若干触れていますので、答弁させます。

○総務課長（濱野尚史君） 寄附金そのものの寄附額を増やすための返礼品の魅力度ですとか、そういったPR事業につきましても、こちらのほうは総務課というよりは商工労働観光課のほうでいろいろ考えて実施しております。一方で、やはり町の寄附金でいただいた寄附に対して活用するということに対しての賛同を得るという意味で寄附を増やしてい

ただけるということでの考え方ということになりますと、確かにこれまでもずっと議員の方々に活用方法が見えづらいという形のご指摘はいただいております。今回6月の会議において、多少でもそういう形で見える形も含めて基金を活用させていただくということで、6月会議において2億円の積立てを町内の保育、教育施設整備のために積立てを行っていったところであります。今後につきましても、商品の魅力もそうですけれども、その寄附の趣旨に賛同していただけるような寄附の活用方法については引き続き検討していきたいと考えております。

以上です。

○委員（斉藤優香君） このたび森町の幼児教育とかの基金にふるさと納税を充当するということが出たのですけれども、それにもしもまだ余りがあるのであれば、やっぱり公共施設の建て替えの部分も基金とかをやっていったらいいのではないかと私は思うのですけれども、公民館というか、センターみたいなのはいつも基金がすごく少なくて、いつまでたっても何もたまらないというのが現状なので、こういうことができるのであれば、やはりふるさと納税もそちらに回すということにはできないのでしょうか。

○総務課長（濱野尚史君） ほかの公共施設に対しても基金を設置して、そちらに積立てしたらどうかというご意見ですけれども、今町としてはやはり急務といたしますか、一番優先的に考えているのが、森地区における幼児教育、保育施設の整備です。まず、そこに向けての財源の部分を担当するための基金を今積んで積立てを行っておりますので、それらにつきましては一遍にいろんな基金を積むとなると、一つ一つの基金の積立てがそれぞれ少額になってしまうこともありますので、まずは幼児教育、保育施設の基金のほうに積立てを行って、その後のことにつきましては順次検討していきたいと考えております。

以上です。

○委員（斉藤優香君） 別にすごい高額2億円とか、幼児教育のように積み立てるというわけではなくても、今の積立金ご存じですよ。私でもできるぐらいの年間積立てにしかなっていないのです、基金が。それであれば少しでも、何億円と言わなくても何千万円とかでも積み立てていけるのではないかと。この先急務のところをやっている間に少しでもためてその後という。もちろん幼児教育は古いですし、急務なんでしょうが、公民館もかなり古くて、皆さんが使うという点では急務だと思うのです。であれば、少しずつでももう少しためていくという方向を考えていただきたいのですけれども、どうでしょうか。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

文化センター建設基金のことだと思うのですけれども、確かに公民館も老朽化しておりますので、まず取りあえず幼児教育、保育施設のほうの整備の基金をまず積んでおりますので、そちらについても今後応援基金の収納状況を見ながら検討していきたいと考えております。

以上です。

○委員（河野文彦君） このふるさと応援基金の使用状況の一覧とあるのですけれども、

本来このふるさと納税でいただいて、町のためにというものの以外かなと思われるような、例えばスクールバスの運行のためですとか介護者の給付事業だとか、こういうものって本来一般財源で賄わなければならないものだと思うのです。それをこちらから充当していくというものではないと思うのです。ですから、一度一つの財布に入ってしまったら、出るときは一緒なのでしょうけれども、当初からふるさと納税からの充当という形でなくて、本来財源不足しているのであれば、財調からでも切り崩していくようなものなのではないのかなと思うのです。ふるさと納税は、先ほど申したいようにいつまであるか分からない、幾ら寄附していただけるか分からないというようなものですので、町の本来の支出として使うようなものには繰り出すべきではないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

これら寄附をいただいているものについては、全て町民の方々の福祉や健康の増進とか地域振興のために使っているという点では、条例に示されている使途に基づいて活用させております。ただ、どうしてもやっぱり財源が厳しい状況もありますので、その辺は条例に規定されているものをきちんと精査しながら活用させていただきたいと思います。そういったご意見があるのはもっともですけれども、今後も基金の活用についてはその事業の内容、条例の中身との精査、それを含めて適正に活用していきたいと考えております。

以上です。

○委員（河野文彦君） 私たちは、ある程度資料に目を通しながらですので、分かるのですけれども、どうでしょう。僕は、こういう出し方ではなくて、本来であれば、財源不足であれば財調のほうから出して、そちらが底を尽きるというか、目減りしているのであればふるさと納税からそちらに繰り入れるですとか、見える形で動かしていったほうがいいのではないのかなと思うのです。今のやり方ですと、ふるさと納税なくなったら町回らなくなるのというふうに見えてしまうのです。その辺、私たちは説明聞けば分かるのですけれども、町民の方々も一目で分かるように、何かそういうやり方も必要なのかなというふうに思うのですけれども、そこが1点。

やはり前から言われているのですけれども、何に使っているか分からないという意見が今でもあるのです。町としては、ホームページだとか広報だとかに載せて、いろいろ周知しているというのも十分分かるのですけれども、それでもやっぱり何に使っているかよく分からないよねという声もまだまだ聞かれますので、その辺、より一層町民の方にこういう事業に使っていますというのが知っていただくような方法をもう一つ考えなければならぬのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○総務課長（濱野尚史君） まず、1点目についてですけれども、重ね重ねになりますけれども、ふるさと応援基金の活用についてはそのときの予算の編成状況とか財政状況の収入見ながら適切につくっていききたいと、活用させていただきたいと考えております。

ただ、先に財政調整基金を崩して、そっちの残額がなくなった後にふるさと応援基金のほうから財政調整基金のほうに繰り入れてはということなのですから、あくまでもふ

るさと応援基金は目的基金でありますので、一般財源として活用される財政調整基金のほうにそもそもそっちの基金を充当するということは、まずふるさと応援基金の条例の趣旨からいくと、これは反していることなので、まずはその辺は財政調整基金も貴重な財源でありますので、そちらとふるさと応援基金、いろいろ残高を見ながらうまく活用していきたいと考えております。

次に、2点目の、やはり何に使っているかよく分からないということであれなのですが、一応活用内容につきましては広報あるいはホームページで掲載させておりますけれども、これらについても今後も引き続きやっていくのと併せて、それこそ今回の保育所とかの整備基金みたいに、もっと町民の皆さんに分かりやすく見える基金の活用方法については今後も引き続き検討していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（山田 誠君） あとございませんでしょうか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（山田 誠君） ほかに質疑がありませんので、ふるさと納税の用途についてを終わります。

説明員を交代いたしますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時25分

○委員長（山田 誠君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、商工労働観光課関係の調査事項を行います。

ふるさと納税返礼品の開発の支援策等についてを議題といたします。

阿部商工労働観光課長より資料の説明を求めます。

○商工労働観光課長（阿部泰之君） それでは、私のほうからふるさと納税返礼品の開発の支援策等について説明いたします。資料に沿って説明いたしますので、ご参照ください。

まず、1点目のふるさと納税返礼品の開発の支援策等についてですが、これまで当町には魅力的な返礼品が数多くあったこともあり、返礼品の開発に対しての支援は行ってきておりませんでした。ただ、今後は、まず事業者からのニーズを把握した上で開発に対する支援策等を前向きに検討していきたいなと思っております。

続きまして、2点目のふるさと納税のリーフレット作成についてですが、リピーターを獲得するためにも必要であると考えております。現状では、事業者によっては自社のリーフレットを返礼品と一緒に入れている事業者もありますが、当町ではそのような取組は現在行っておりません。今後は、返礼品の魅力が伝わり、ふるさと納税をきっかけに森町に興味を持ってもらえるようなリーフレットを作成することを検討していきたいなと思っております。

3点目の東京や大阪などへのふるさと納税のPRについてですが、こちらは現状ではコロナの影響等で首都圏へのPRは難しい状況となっております。過去、平成30年度には大阪市でさとふるというところの主催のイベントに参加して一定の効果を得ております。ふるさと納税の寄附を伸ばしていくためにはPRが重要と考えておりますので、今後コロナが落ち着いたら首都圏等へのPRのほうも実施していきたいなと思っております。

また、そのPRのためには、どのような年代の方がどこの地域にお住まいで、どういった方から寄附が多いのかなどを分析して、皆さんに印象深くPRするためにはどのような手法がよいのかを考え、戦略を立てていくことが重要と考えております。

説明は以上です。

○委員長（山田 誠君） ただいま説明がございました。

質疑はございませんか。

○委員（斉藤優香君） その戦略を立てていくということなのですが、今本当にこの動けない状態のときに戦略を立てる一番いい時期だと思うのですが、それをまずこれからというのであれば、今もうまさにコロナが落ち着いて動き出さなければならないときに、これから分析をしますではちょっと遅いのではないかなというのと、そういう分析のものというのは、例えば町では募集していないので、さとふるさんとかが集約しているのですよね。そういうデータを毎月いただいて、その月のとか、そういうのは今まではもらったりとか、そういうデータのやりとりとかというのはなかったのでしょうか、お願いします。

○商工労働観光課長（阿部泰之君） お答えいたします。

これからという話ではなくて、現在も今言ったさとふるだとか、そういった事業者にそういう情報があるので、そういう情報を加味しながら戦略のほうは検討している最中でございます。

以上です。

○委員（斉藤優香君） その分析結果からなのではないでしょうか。PRしに行くという場所というのは、その戦略の中から立ち上がってきたのか、それとも今までの習慣というか、行きやすいところ、呼んでもらえるところに行って、そういうことをPRしようとしているのかというところをお願いします。

○商工労働観光課長（阿部泰之君） 過去の寄附の実績を見ますと、やはり東京を中心とした首都圏、それと大阪市、あと名古屋ですね、その辺を含めると大体7割以上がその地域になっていますので、どうしても有効的なPRとなると、そちらのほうを中心になっていくのかなと思っております。

以上です。

○委員（斉藤優香君） 新しい商品の開発のニーズなのですが、やはりその事業者任せで、こういうのはどうでしょうかと町から行くことはなく、言ってくるまで待つのが普通なのではないでしょうか。例えば森町、こういうものがあるけれども、これを使って、割と

森町って一次作業で、カニならカニ、カボチャならカボチャみたいな感じで、単品で今まで割と勝負しているところが多くて、これからはやはりそれをどう加工していくか、どこことここをコラボして新しい商品を作るとか、そういうこと大事になってくるのではないかなとも思うのです。そういうところとかは、言ってくるまで、町側としては何もアイデアを持たずに、業者から言ってくるまで待つみたいな感じなのではないでしょうか。

○商工労働観光課長（阿部泰之君） お答えいたします。

まず、商品を出すのは事業者になります。斉藤委員おっしゃるような提案を例えば町でスタートします。ただ、それを実際に実行するのは、あくまでも事業者になりますので、なかなか町でこうやったからといって受け入れてもらえるかどうかも含めて検討していきたいなと思います。

以上です。

○委員（斉藤優香君） ほかの町だと、そういうことをするのにふるさと協力隊とかを結構募集しているところが多いのです。ふるさと納税の商品開発とか、そういうことは考えていないのでしょうか。

○商工労働観光課長（阿部泰之君） 現状では、そういったことは今取組もやっていません。ただ、今後については、ちょっと検討はしてみたいなと思います。

以上です。

○委員（河野文彦君） ふるさと納税返礼品開発の支援ということで、具体的にどういった支援を想定しているのか。例えば支援だから金銭的な支援なのかアイデア的な支援なのか労力的な支援なのか、その辺をどういうふうな形でやっていきたいか。もし課長の中にアイデアがあるなら、一つの例でも聞かせていただけたらなと思うのと、あとリーフレットの部分なのですけれども、リーフレットだとかも大事だと思うのですけれども、やっぱりふるさと納税をしてくれる方の入り口ってネットだと思うのです、100%。ネット環境ですね。そういえば森町の納税返礼品って何かなと探す人ってそうそういないのかなと思うのです。聞いている範囲だと、だあっと見ていて、あつ、何かいいものがあるというような形で入っていったどり着いたのが森町なのかなというふうに思うのです。そういった中で、リーフレットも大事ですし、もちろんPRも大事なのですけれども、やっぱりネットでの露出度というのか、そういうふるさと納税と検索したときに引っかかるようなアイデアのほうが大事なのかなと。もちろんこっちも大事ですよ。ただ、ネット上のつながりをもっと太くしていくというのも大事だと思うのですけれども、その辺もよろしく願います。

○商工労働観光課長（阿部泰之君） お答えいたします。

まず、商品開発の支援の仕方のほうなのですけれども、説明でもあるとおり現状ではたくさん魅力のあるものがあるということで、これまでそういったことに取り組んでいなかったのですけれども、まずは事業者に聞き取りをして、事業者がどういったニーズがあるか、それこそお金の支援なのか、アイデアなのかというのを聞き取りしてから検討して

いきたいなと思っております。

あと2点目のPRの仕方のほうについても、こちらも先ほど来言っているとおり、どのようなPRの方法が有効的になっていくのかということも戦略を考えながら検討していきたいなと思います。

以上です。

○委員（河野文彦君） 支援策、事業者の方のアンケート調査からということだと思っておりますけれども、支援策、いろんな方法があると思うのです、先ほど申したとおり。ただ、僕これだけはやってほしくないなと思うのは、コンサル任せだけはやってほしくないのです。ですから、もし本当に新しい商品開発を進めるのであれば、担当課の方々が事業者の方と直接話し合っ、そこでどういった支援が行政としてできるか、どういった魅力ある商品を開発していくかということと膝突き合わせてやってほしいのです。コンサルに丸投げして、コンサルに支援策をつくってもらうようなことは絶対してほしくないと思うのですけれども、その辺ぜひ担当課が実際に動いてやっていただきたいと思うのですけれども、そこをまずもう一点お願いします。

それと、先ほどネットPRのほうが大事なのではないかなというようなお話なのですが、確認したいのですけれども、今契約している検索サイトの数と、実際ネット上にあとどれぐらいの検索サイトがあるのか、もし把握していたら教えていただきたいのですけれども、お願いします。

○商工労働観光課長（阿部泰之君） お答えいたします。

まず、1点目の開発の部分なのですが、当然コンサル任せにするつもりはありません。一部コンサル等もお願いすることもあるかもしれないのですが、できる限り町の担当課のほうも入って一緒にやっていきたいなと。もしやる時がありましたら、やっていきたいなと思っております。

それと、サイトの関係なのですが、こちら今さとふる、それと楽天、ふるさとチョイス、ふるなびの4社で町のほうはやっております。ほかに何サイトあるか、今把握していないのですが、これから2社ほどふるさと納税のサイトを増やす予定でおります。

まず、1点目がポケットマルシェというサイトです。こちらのほうは、現在産地直送型のECサイトを行っているところで、その部門では国内の最大級のサイトであります。こちらのサイトは、ちょっと変わってまして、出せる事業者が一次産業者のみ。簡単に言うと漁業者だとか農業者の限定のサイトになっております。こういったところ入ると、森町の新鮮な魚介類や農作物が全国にPRできるのかなと思っております。

もう一社がフルラボという事業者です。こちらのほうは、テレビとか放送局で初めてのサイトになります。こちらのサイトの特徴としましては、やっぱりテレビ放送なので、テレビでPRができるということが強みであって、またふるさと納税をまだ利用していない方が多い35歳以上の女性の層ですね、こういった方というのはテレビのファン層も多いと

いうことで、そういった方もターゲットに目指して寄附のほうを多くしていきたいなと思っております。

以上です。

○委員（河野文彦君） 返礼品の50%から30%ですか、下がったときに相当落ち込むのかなと心配していたのですけれども、前年度も19億円ですか。ですから、たくさんの方にご協力いただいたなというふうに思っている中で、やっぱりサイトを増やしたというのが物すごく大きな要因だったのかなと思いますので、これからも担当課のほうでどういったサイトがあるのか、どういったサイトが人気なのか、その辺を調査して、増やしたからといって、要は経費のほうが多くかかるというような事態はもちろんないと思うのですけれども、有効なサイトを選んで、もっとネットで多く森町が引っかかるような状態にしてほしいと思うのですけれども、改めてお願いしたいのですけれども、よろしくお願いします。

○商工労働観光課長（阿部泰之君） お答えいたします。

経費の部分につきましては、ふるさと納税のルールがありますので、そのルールの範囲内で当然やっていきます。

あと、サイトの関係ですけれども、こちらのほうはいかに森町に有効なサイトか見極めていきながら、今後も検討していきたいなと思っております。

以上です。

○委員（東 隆一君） 先ほど斉藤委員のほうから返礼品の開発に対して個人というか事業者以外の方を取り入れたらどうなのかという部分が、事業者というか返礼品を、今これ言っているのは事業者の方が主な開発のターゲットなわけですね、新商品を作るというのは。そうではなくて、私言うのは個人の方、そういう方たちにこういう要するに支援みたいなことができないだろうかということは、結局全国に森町出身の方はたくさんいらっしゃるわけです。実際に今、要するにこの返礼品というのはサケだとか既存のものですよね。実際に昔、要するに森町で食べられた食品とかたくさんあるわけですね。例えばクジラ汁だとか、そういうのがあるわけですね。そういうのを取り入れるような、ということは個人の方が結局参加することによって、昔食べて懐かしい味が結構出てくるのではないのかなと。そのいい例が、要するに鹿部のかあさんの味だとかなんとかというのは非常に今もてはやされているわけです、鹿部の道の駅のですね。ああいうふうな形の、森でもあるはずなのです、埋もれたものが。それを、要するに事業者の方でしたら当然営業が主ですから、結局営業が成り立たなければ商売として成り立たないわけですね。そうしますと、先にそっちのほうから入っていくと、どうしても商品の開発というのは限られてきてしまうわけです。ではなくて、個人が開発したのでしたら、それを何とか商業ベースにのせるような工夫は事業者にやっていただくような形で何か新しい商品を開発するというのは考えてみられたらいかがなものでしょうか。ただ事業者任せというのではなくて、事業者だけですとどうしても営業、要するに商売だけの形でしか考えられませんから、どうしても世に出るものというのは限られてくるわけです。ではなくて、全国に広がっている森出身の方

にも納税をしてもらいますよと。要するにふるさと納税をしてくださいというような形を取られたほうが何か商品の幅も出てくるし、何かそういうのは考えられているのでしょうか、支援というのが。私言っていることが、どうでしょう、分からないですか。

○商工労働観光課長（阿部泰之君） お答えいたします。

委員おっしゃることもあると思うのですが、うちのふるさと納税にどういった方々がこれまで寄附してくれたかというのも今分析して、どのようなものを求めているのかというのも当然分析していきながら、何かそういった有効なものを考えていきたいなと思っております。

うちのほうも、事業者だから、個人だからという区分けは今もしていません。ただ、やっぱりふるさと納税に参加するに当たっては、ある一定のルールがありますので、ルールをクリアさえすれば個人の方でも参加はできますので、その辺はご理解してもらえればなと思います。

以上です。

○委員（東 隆一君） 私言うのは、参加するのに資格が個人だと大変だということは分かるのです。ではなくて、それはあくまでも個人の方が、要するに業者に持ち込んでアドバイスをして、その分は利益が出たのだったら配分するとかなんとかという、そういうちょっとした口添えみたいな形は取れるのではないのかなと。それで、要するに個人の方からそういうものを出していただいたほうが、町民全体にそういう部分でふるさと納税に対しての意識が高まってくると、当然その物自体は売れていくのでないかなというような。例えばハッシュタグの昔の味だとかハッシュタグのふるさとの味だとかという部分もやって、先ほどネットでやったみたいなそういう形でやった部分に森町のクジラ汁だとかなんとかというのが出てきたときに、そっちのサイトに引っ張っていかれるだとかと、そういうふうになって裾野が広がっていくのではないのかなと。だから、個人でふるさと納税の商品を開発するというのはすごく大変というか、それを要するに自分で立ち上げるというのは大変だと思いますから、そうではなくて開発したものを業者に持ち込んで、そこどころであとは業者間と話をしてアイデア料か何かをいただくだとかと、そういう部分はいいでしょうということを行っている。どうなのですか。

○商工労働観光課長（阿部泰之君） お答えいたします。

そういった相談が来られれば、そういった方法も取れるのですけれども、では町でそういった方をどうやって見つけるというのも変ですけれども、あくまでも個人なので、町で相談とか来られればこういう事業所に相談してみてもという橋渡しはできると思うのですけれども、現状かなえられるのはその程度の取組しかできないかなと思っています。

以上です。

○委員（佐々木 修君） 開発という言葉はあるのですけれども、なかなか町でやれる開発というのは限界があって、やっぱり取り扱っている業界が頑張らないと、魅力あるものが出てこない。はっきりしているわけなのです。

そこで、どうやったら森町、あるいは寄附をしてもらえるか。地元の商品を返礼品として魅力あるものがあるから受け取りたいという気持ちになってもらえるかと常に考えている一人なのですけれども、ここに東京、大阪、大都市でのPR活動、コロナ収まったら何かやりたいという、これも私どもも何かPRするのに考えてほしいなという気持ちはあるのですけれども、ただ森町が単独でやるとなると相当費用的にも。だから、例えば渡島の町村会で共同でやってくれるとか、そんなのなんか……。さとふるでやってもいいのです。いいのですけれども、取扱い業者が多過ぎて、我が町から何品出せるかという問題にもなってくると思うのです。どっちでもいいけれども、PRしないと始まらないから、何かをやってほしいなというのと、今言葉にも出ていましたけれども、求めているものは何かと、こうなったときに、求められたのは、そして成績上げたのは、結果的に今は根室の産品、あれは水産物という、大きく見て水産物ですね。我が町のも水産の加工品でしたけれども、やっぱりそれがかなり魅力が高いのだらうと思うのです。

ただ、過去に残念なことを1つ、私今思うと反省しなければ駄目だというのは、5割やっていたときの3割、総務省が6月に数字を加えましたよね。あのときに実際どうなったかということ、1万円の寄附に対して千二、三百円です。3割。今3割に近づいていった。一定の額から3,000円超えてやれるけれども、あのときは千二、三百円です。もうゼロに近い状態になる、あれでは。あれがなぜ起きたのかというのは、私はすごく気になる。あれは、ひょっとして解釈の仕方が違ったのでないかなと。私、過ぎてしまったこと、今頃話したって始まらないから、どうしようもないから、先行く話をしよう、こうでないと困るのだけれども、何かPRにやっぱり力入れてほしいなと。

それから、もう一つは、さっきの総務課でもちょっと触れたけれども、町として役場というか、町職員の中でも求めているものはこういうものを開発できないのというアイデアみたいな、知恵みたいなものを業界にも流してもらえるような。何せただでどんどん入る仕組みのものだから、汗水流してもいいのでないかなと、その部分に知恵絞って、そんな気持ち持っているのです。何かこれから向かう気持ちだけでも課長に述べていただけませんか。

○商工労働観光課長（阿部泰之君） お答えいたします。

まず、1点目のPRの関係だったのですけれども、こちらのほう、単独でいくだとか、それこそ渡島の町村が固まっていくだとかと、いろいろな方法はあると思います。現況考えられるのは、さとふるだとか、ふるさとチョイスも何か一部やっているみたいなのですけれども、そういったところ主催でやると、どうしてもいろんな町村が一斉に集まるので、集客力も相当あるということなのです。まず、そっちのほうを優先的にやっていきたいなと思っています。また、あと可能であれば、渡島単位とかも町村いろんなところに声かけてみて、実施できるかどうか検討していきたいなと思います。

先ほどの5割から3割になったときの経費の部分なのですけれども、委員おっしゃるとおり、たしか1万円のとき当初千幾らの商品しか出せなかったという話だったのですけれど

ども、こちらは制度開始して3割ルールもあったのですけれども、もう一点が宣伝広告費も5割以内に抑えなさいというルールもできました。その宣伝広告費というのが、では何に費用かかるのかというと、返礼品と返礼品に係る送料、それとあと掲載のサイト料、これらを5割以内に抑えなさいというルールが新たに設けられました。当初、送料だとかの部分でどうしても5割超すとまずいので、安全パイと言ったら変ですけれども、安全な範囲でうちのほうで想定したものですから、どうしても返礼品に係る費用を抑えざるを得なかったという。今だんだん実績も見えてきたので、少しずつそれらを改善していている最中でございます。

あと、最後の開発のアイデアの関係なのですけれども、町でもうちの課だけでアイデアを出しても、多分大したアイデアは出ないと思いますので、町職員みんなだとか、あとは事業者と説明会等を開きながら皆さんで何かないでしょうかとかという取組は今後していきたいなと思います。

以上です。

○委員（宮本秀逸君） 私、実際にはタッチしたことがないので、分からないこといっぱいあるのですけれども、森町はいわゆる返礼品と言われるものの数も種類も全国的に見ても圧倒的に多いほうではないかというような感じが実はしているのです。すごく恵まれた環境にあると思っているのです。今やっぴらっしゃるのは、ほとんどが食品ばかりだと思うのですけれども、食品以外のこともやっぱり日本国中にはいろんなことをやっている部分がありますね。そんなことも考えていかなければならないのが1つと、先ほど東委員から話が出ましたが、特に首都圏には森町出身の方々、あるいはその辺関連する方々というのか、本当に数え切れないぐらいいらっしゃるわけです。何万人といらっしゃるわけです。そういった人たちもやっぱり利用させていただくというのか、それが必要でないかというような感じがするのです。一つの例として、先般テレビ見ていましたら、遠距離恋愛の彼氏、彼女の中でそういったことをお願いしていますみたいな話題が出ていたのです。要するにそういった人間の関係性ですから、例えば一生懸命こっちで言うことを東京にいる彼女が地域に、近くに宣伝してくれるみたいなのです。そういったことを利用していますみたいな例がテレビでやっていたのです。すごいアイデアだなと思って見ていたのですけれども、関係のある人たちとどうやって関係性を維持しながら、また森町の最高のPRマンになっていただくかみたいな、そんなこともやっぱり考えていかなければならないと思うのです。発想すれば、いろんなことが出てくるわけです。ただ、担当課の職員さんも限られているわけですから、それが実現可能かどうかというようなことは当然あるわけですから、そこら辺は私は分かりませんが、無限に可能性というのは森町の場合あるのだということを前提にして、これからいろんな難しい場面に出たら打開していただきたいと、こんなふうに私思うのです。意見として聞いていただきたいと、こんなふうに思うのです。

○商工労働観光課長（阿部泰之君） お答えいたします。

まず、1点目の食品以外のものも何か出せないのかという質問なのですけれども、当然ルールに沿ったものであれば、食品以外でも出すことは可能であります。過去には、宿泊だとかというのも考えて、そういった業者にも提案はしていたのですけれども、やっぱり出す出さないは事業者の考えもあるので、今のところそういったものはないような形になっております。

あと、関係性のある人のPRということだったのですけれども、今ぱっと頭に浮かぶのはふるさとの会とか、そういったところを有効的に使うと言ったら言い方が悪いかもしいないのですけれども、そういった方々がおりますので、そういった方々に何かPRをお願いしたいというのも一つの手かなと思いますので、そちらのほうも可能であれば検討していきたいなと思います。

以上です。

○委員（加藤 進君） 宮本委員とかぶるのですけれども、やっぱりいろんな商品開発するのは、これは確かに大事なことだと思います。また、広報媒体、CMとか、いろんなそういうやつも大事だと思います。私は、一度森町にふるさと納税をしてくれた方の追跡調査、リピーターを掘り起こしていこうと、これが大事だと思うのです。森町の商品ありがとうございますと、何か不満はございませんか、またあなたはどのような品物を望みますかというような追跡調査も大事だと思うのです。それを、確かに東京は何かの会とかいろんな会があって、200人からの会員がいると。今課長が言われるように、そういうようなふるさとの関係の人方をするのも大事だけれども、やっぱり口コミというのが一番大事なので、森町にはこういう品物があるのだけれども、こういうような品物も欲しいよね。先ほどの東委員のお話ではないのですけれども、クジラ汁だとか、森のぼたもちだとか、そういうようなものを、こういうようなものもありますよ、あなたは一度試してみませんかというのが私は大事なのではないかなと。そうすることによって、全部何を買ったかというのも分かるわけですから、そういうようなのを掘り起こしてやってもらったら、まだまだ販路は開けていくのではないかなと思うのですけれども、その辺に関してはいかがでしょうか。

○商工労働観光課長（阿部泰之君） お答えいたします。

委員のおっしゃるとおり、リピーターに対する対応というのはすごく有効的なのかなと思っております。今そういったことを調査しながら戦略のほうを立てている最中でありますので、ある程度分析が終わった段階でそういったことも取り入れていきたいなと思います。

以上です。

○委員長（山田 誠君） あとございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（山田 誠君） ないですね。

それでは、質疑がないようですので、ふるさと納税返礼品の開発の支援策等についてを

終わります。

説明員を交代いたしますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時03分

○委員長（山田 誠君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、上下水道課関係の調査事項を行います。

水道事業未普及地域の課題と対応についてを議題といたします。

水元上下水道課長より資料説明を求めます。

○上下水道課長（水元良文君） それでは、お手元の配付資料について説明いたします。

水道事業における未普及地域の課題と対策について。現状と課題・対策。当町における水道普及率は、令和元年度決算時で70.6%であり、上水道事業（本町地区）、上水道事業（駒ヶ岳・赤井川地区）、濁川地区簡易水道事業により給水を行っており、給水区域内の普及率は95.8%であります。また、森町公営住宅度杭崎団地専用水道、森町砂原東（相泊）地区飲料水供給施設は建設課所管により給水を行っている。

未普及地域については、森川町の一部、姫川の一部、駒ヶ岳の一部、赤井川地区の一部、蛭谷町、本茅部町、石倉町、三岱、砂原地区であります。

しかしながら、財政的な理由や住民の要望等を考慮の上、現在まで未普及地域の解消に至っていないのが現状です。

課題は整備手法、財源、受益者の件数（住民の要望）、建設後の普及率、人口減少に伴う料金収入等が考えられます。

対策としては、現在ご承知のとおり、森町水道未普及地域飲用水確保対策事業補助金交付要綱に基づく補助金制度を活用していただいております。

昨年9月の総務経常任委員会において同様に議論しましたが、未普及地域の整備について、早急に水道事業をやるということは難しいが、実現化させるための予算の獲得が一番の条件だと思いますので、今後も国からの支援策の要望等、様々な手法を検討し、具現化を目指していきたいと思っております。

また、令和3年第1回森町議会3月会議の予算審査特別委員会で、総合計画や水道ビジョンに未普及地域の整備について検討すると記載されているが、検討結果があるかとの質問がありましたが、現時点でも具体的な検討には至っていない状況です。

未普及地域の対策につきましては、重要な政策課題の一つと認識しておりますので、今後も支援策の充実、整備手法等の情報収集に努めるとともに、改めて整備費と整備後の住民負担等の費用対効果を試算することについて検討したいと考えております。

以上です。

○委員長（山田 誠君） 質疑を受けます。

○委員（東 隆一君） 現時点で具体的な検討には至っていないと。前回のときに未普及地域解消にほぼ達成したと判断しているということで、これ現時点で具体的な検討に至っていないというのは、何かあれがあるのでしょうか、要因が。そこをお聞かせください。前回やったときには検討するということがあったのだけれども、至っていないということですから、何か至っていない原因というのは。

○上下水道課長（水元良文君） 総合計画や水道ビジョン、未普及地域の検討ということをしてあげていますが、それ以外にも既存の水道事業の更新とか、そちらのほうを優先している状況で、未普及地域について検討しているという状況がないという状態です。

○委員（東 隆一君） では、検討に至っていないということは、これからもこれが続くということですね。ということの意味なのでしょうか。検討する余地があるのか。というのは、未普及地域の部分の本来これをやろうとしているのですけれども、それが全然手をかけられないわけですね。

○上下水道課長（水元良文君） 未普及地域が約30%くらいありますから、これは当然検討しないとばっさり切り捨てることはできないと思うのです。やはり町の政策の課題の一つとして検討していかなければならないものだと思っているので、ただそれを早急にどうにかやるために、お金かけてもどんどん検討してやっていくのかというのは現時点では難しいだろうという判断でおりますので、未普及地域を検討しないのをやめるかと言われると、それは難しい。やはり検討をされるように考えていかなければならないというのが行政だと思いますので。

○委員（東 隆一君） 一切そっちのほうに、違うものにかかっているんで、未普及地区というのは一切、今かける全く余裕がないということの意味でよろしいでしょうか。ですから、全くあと何年先か分からないという意味も込めているのでしょうか。

○上下水道課長（水元良文君） 事実上そういう人口減少とかあって、世帯とかも減ってきているので、現実的に全ての未普及地域をできるかということ、まず困難だとは思っています。ただ、集落的にまだ砂原地区なんかは結構世帯数とか人口も3,000人以上とかいるので、そういうところは今後財政的な状況とかというのが、国からの補助金とかがあれば検討の材料にはなってくるのですけれども、例えば三岱とか本当に人のいないところとか、姫川とか世帯とかないところを現実的にやっていくというのは難しいと思っているので、そういう認識でいただきたいなと思います。

○委員（東 隆一君） それは分かるのですけれども、実際にその地区に、先ほど言ったように30人ぐらいの世帯数があるだとかと、そういうところをある程度これからそこにずっと住んでいるのかどうなのか。また、要するに高齢化になって、そこから脱落していくのか、その部分の把握自体をきちっとしてランクづけというか、重点地区に指定しながら、そこを順次手がけていくというような方法も取って取れないことはないと思うのです。要するに十把一からげで全部そういう過疎地域は無理ですよというのではなくて、そこに

当然若者も入ってくるなりなんなり、そこで当然住人が住むようになると、どうしてもその部分は水道が必要になると思うのです。長い目を見たときに、そういう部分はある程度重点的にそこを優先的にやるとかなんとかという方法は取って取れないことはないと思うのです。どうなのでしょう。そここのところ、今のお話ですと全部そういう、三岱地区という名前が出ましたけれども、そういう1世帯しかないところだとか、そういうところは無理だというのは誰見ても分かるのですけれども、実際にはそこで30世帯でもあるとなると、そこで生活を営んでいるわけですから、そこの方でまた、要はふるさとに帰ってくる人だとか、そういう人も今度生活をするわけですから、そここのところ永久にそこには水道通りませんよというのでは、それは大変なのかなと。ですから、ある程度そここのところを把握しながらそういうのをやっていかれたほうが住民の納得もされるような方法ではないのかなと思うのですけれども、どうなのでしょう。

○委員長（山田 誠君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時15分

○委員長（山田 誠君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○副町長（長瀬賢一君） 私のほうから若干答弁したいと思うのですけれども、重点地域、そういうようなところにこれから今後人がどんどん増えていくというようなところについては、重点地域として指定しながら進めていくという方法もあるのではないかということですが、それは技術的に可能なかどうかということとは私把握はしていないものですから、そここのところは答えることはできないのですけれども、いずれにしてもそこに住んでいる地域の方々に安全な水を提供するということは行政としてやっていかなければならないということですので、そこに対する支援策、今も井戸のそういった支援とかもしている状況ですので、そういった支援というのは継続していきまして、今後どういった支援が必要なのかというのは行政として考えていかなければならない、そういった課題だというふうにも認識しております。

あと、未普及地域の対策ですけれども、ここでも書いていますけれども、町として重要な政策課題の一つであるというふうなことは、まず認識しているところでございます。今後やはり、まず問題になるのが費用対効果、これが一番の問題だというふうにも認識しているところでございます。以前には、こここのところ調査をしているところではあるのですけれども、もう10年以上経過しておりますので、では今の段階でそれを、例えば未普及地域に整備した場合にどのぐらいの整備費用がかかるのか、それによって接続する、給水する人口にもよって、また料金等も変わってくると思うのですけれども、そういったことでランニングコストが幾らかかってくるのか、そして住民の料金の負担が幾らになるのか。そして、今普及しているところにつきましても、これから古い老朽化したところを更新して

いかなければならないということで、それについてもいずれ料金の値上げというのは検討していかなければならない時期が来るというふうに思っておりますので、そういったことをトータルに考えて、未普及の地域に水道を整備したときに住民負担がどういった形で表れてくるのかということ、まずは可能な限り試算をして、それを皆さんにお知らせして、その上でどうしていくかということを検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（宮本秀逸君） 今の説明で、現状とか考え方的なことというのは私たちの立場としても理解できるわけなのですけれども、現実には、砂原地区は以前何回か、2回ぐらいですか、いろんな調査やしたことありますけれども、ここに地域が列挙してありますけれども、この中からどうしても上水道が欲しいのだという声はどのくらい聞かれていますか。そんな声、把握したことがありますか。あったら教えてください。

といたしますのは、極論かもしれませんが、私らみたいなところにいる人間からすると、全然上水道なんて必要ないよみたいな立場の人間もいるのです。かえって井戸のほうがいいよみたいな。

○上下水道課長（水元良文君） 率直に申し上げまして、私が課長になってから4年くらいたちますけれども、未普及地域の人からこの辺水道はどうなるのかとか、そういうような問い合わせはないのが1つです。あと、町民意見箱とかそういうものもありますけれども、それに対しても一つもないのが現状です。

○副町長（長瀬賢一君） そういった声につきましては、今課長から答弁したとおりだというふうに思うのですけれども、先ほども私からお話しさせていただいたとおり、まずは費用対効果について試算をして、住民の皆様それぞれにお示しすると。その上で、次の段階として、ではどのぐらいのニーズがあるのか、そういう情報収集につきましては検討していかなければならないというふうに考えておりますので、段階を踏みながら進めていくということで考えております。

以上でございます。

○委員（河野文彦君） このテーマに関しては、やっぱりここに書いているように重要な政策の課題ですから、これは担当課長ではなくて、副町長なり町長のお話を聞ければ、まずはそこからスタートなのかなというふうに思いながら聞いていたのですけれども、まず本当にこのテーマというのは昔から抱えている、砂原地区もありますし、旧森でいけば蛭谷、石倉方面ですか、この水の問題というのは本当にずっと昔からこの森町が抱えている課題なのかなというふうに思っている中で、今回町長が代わられて、新しい町長も政策の課題と認識しているのかなというふうに思うのですけれども、先ほど副町長のお話に出た安全な水のための井戸の支援は従来どおり行っていると。前町長のときもいろいろ一般質問も出たし、予算なりでもずっと話出ても一向に進まなかったと。答弁としては、井戸の支援をしているから、僕の聞き方によっては井戸の支援をしているから水道はもうやりませんというふうに僕は捉えていました。上水道の話ではないのですけれども、下水道だっ

て各戸が浸透ますしているから、もう上水道、下水道に関してはこの未普及地域については今の支援で十分ですというふうに進められてきたのかなというふうに僕は正直思っていました。

それで、これをやっていくということは、やっぱり費用の部分が一番大きな課題になると。先ほど副町長からもお話あったのですけれども、こういう上水道に関してはある程度、もちろんニーズだとか調査必要だと思うのですけれども、余り採算性、全然無視するということではないのですけれども、生活に必要な安全な水のための重要なインフラの一つですから、そこはやっぱり政策として大きな判断を下して進めていくのも大事なのではないかなというふうに思っていました。

町民全員の話聞いて、要らないという人がいるからできないという話をしていたら絶対進まないと思うのです。そこは、ある程度大きな判断をしてもらって方向性を決めていかなければならない問題なのかなというふうに思って聞いていました。その辺、もしあれでしたら副町長にお伺いしたいのですけれども、ある程度大きな判断で前に推し進めることが必要だと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○副町長（長瀬賢一君） お答えいたします。

井戸の支援があるから、未普及地域の水道の整備をする必要がないということは、もちろん前町長もそうだと思うのですけれども、今の町長もそういうふうには考えておりません。私どもも当然思っていないところでございます。

ただ、先ほどもやっぱり申し上げましたけれども、これを進めていく上で一番の課題というのがやはり財源の問題、費用対効果の問題だというふうに思います。ですので、先ほども申し上げましたけれども、まずは整備費、それからランニングコスト、料金、今の更新しているところの既存の受益者の料金もどうなってくるのかということで、町全体のそういう住民負担がどうなっていくのか。そして、町全体の財政がどういうふうに推移していくのかということをお示ししたいというふうに思っていますので、そのところをまず示せるような資料を作るということを検討していきたいというふうに思いますので、その上で、ではどういう方法がいいのかというところを、そのときに皆さんにお諮りしながら最終的に判断していくということで考えております。

以上でございます。

○委員（河野文彦君） もう一つ、前にも同じような質問をしたかもしれないのですけれども、技術的な部分になるかもしれないのですけれども、今本管が尾白内の押出まで行っているわけですね。この概略図でいくと、青い網の部分まで行っていると思うのです。下道路の尾白内の押出まで。この区域をもう一つ、二つ、砂原方面、要は掛澗方面に入っていけないのかな。ただ、旧砂原、旧森町、そこにすごく大きな壁があるように見えるのです。ですから、今の既存の本管でもう一步、二歩でも砂原地区に入れるのであれば、何か大きく考え方が変わっていくのではないかなというふうに思うのです。掛澗地区から度杭崎回りまで下道路ですと、それほどの戸数もないですし、尾白内まで行っている本管で用

足りないのかなというふうに思うのですけれども、その辺の技術的な検討というのはできないものなのか、お願いします。

○上下水道課長（水元良文君） お答えします。

尾白内まで来ている管を延ばしていくことは技術的には可能なのですけれども、まずそのためには水道事業の認可変更というものをしなければならなくて、要は水道の給水区域の拡張するのに必要なのです。となった場合に、例えばどこまで拡張するかとなると、これもまたここまで来てあと行かないのかとなるので、難しい問題もあるのですけれども、あと既存の水道の口径が100ミリとか150ミリだとして、それで持っていける量というのにも限られているのです。ですから、どこまで区域拡張するかというのを考えた中で既存の管をそうしたらどこかから200ミリとか250ミリとか太くして改良していかなければならないとかという問題も出てくるので、なかなか簡単に延ばしていくからというのも、きちんとそういうところを検討しないと難しいかなと。拡張することは技術的には可能なのですけれども、どこで線引きするかということが重要になってくるかなとは思っています。

○委員（河野文彦君） 今言ったのは、ずっと行くのではなくて、押出という壁を越えられないのかなという話なのです。だから、今のもし末端が100ミリだったら、その100ミリで行ける範囲だとか。旧砂原地区に今の森の水道を延ばせないのかなという話。それで、もうずっと砂原全部カバーは絶対できないでしょうから、砂原の人たちの意識を変えるための一歩として、そういう認可の変更をして、一部でもいいので、旧砂原地区に水道が入っていけないかなというふうに思ったものですから聞いてみました。

あと、濁川ですと簡易水道というのですか、名前のおり簡易だから本格的な水道と何か、一部簡易的な部分があるから簡易という名前なのか。こういうシステムを今の砂原の地区に持っていけないだとか、そういうふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○上下水道課長（水元良文君） お答えします。

上水道も簡易水道も施設的なそういうものは全く変わらないです。水道法上で5,000人以下のものは簡易水道と言いなさいという、名前をもう決められているものですから、上水道事業も簡易水道事業も何か簡便な簡単な施設だというわけではなくて、全て同じものです。法律上、そういう名称にいなさいと言われていたものですので、そういうことでご理解をお願いします。

○委員長（山田 誠君） あとないでしょうか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（山田 誠君） なければ、水道事業（上水道）未普及地域の課題と対応についてを終わります。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時33分

○委員長（山田 誠君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、消防本部関係の調査事項を行います。

消防行政の一部事務組合（広域消防）の導入についてを議題といたします。

東谷消防長より資料説明を求めます。

○消防長（東谷直樹君） それでは、消防行政の一部事務組合（広域消防）の導入について、資料に基づき森町消防本部の消防広域化に関するこれまでの経過を説明させていただきます。

資料をお開き願います。1ページ目には第1次と第2次の広域化推進計画、2ページ目には第3次広域化推進計画を記載しておりまして、資料の左側より国の動き、北海道の動き、森町の動き、検討結果となっております。

では、1ページをお開き願います。初めに、第1次広域化推進計画ですが、国より平成6年9月に消防広域化基本計画についての通知が出されました。背景といたしまして、小さな消防本部では出動体制、保有する消防用車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制としては必ずしも十分でない場合があるため、広域化を推進するということとなりました。平成18年6月には、消防組織法の一部を改正する法律が公布、施行され、法律に初めて位置づけされました。さらに、7月には市町村の消防の広域化に関する基本方針の告示により、広域化における市町村、都道府県、国の役割が明確化され、広域化の推進期限を平成25年3月31日と示されました。北海道では、平成20年3月に北海道消防広域化推進計画を策定し、広域化を進めることが望ましい組合わせとして北海道を21のブロックに分け、森町消防本部は南渡島圏となりました。南渡島圏とは、森町、函館市、南渡島、渡島西部の4消防本部でございます。これにより、平成22年7月に森町、函館市、南渡島、渡島西部の4消防本部が消防広域化・消防救急デジタル無線に関する情報交換会を開催し、南渡島圏消防広域化勉強会を設置いたしました。その後、平成23年10月に第2回、平成24年7月に第3回、平成24年11月には第4回と、南渡島圏消防広域化勉強会を重ねました。その検討結果としまして、4消防本部での広域化シミュレーションの結果、広域化を進めるのが困難と考慮し、勉強会を終了、広域化推進計画における結論といたしました。困難理由といたしましては、シミュレーションに基づくメリット、デメリットを比較した結果、多額の財政負担を伴う広域化は現在の厳しい財政状況から各市町の理解は得られないと考えるとしたこととでございます。

続きまして、第2次広域化推進計画ですが、平成25年4月に市町村の消防の広域化に関する基本方針の一部改正があり、広域化の推進期限が平成30年4月1日まで延長されました。また、平成29年4月には市町村の消防の連携・協力に関する基本方針が国より通知されました。北海道は、25年12月に第2次北海道消防広域化推進計画を策定しました。主な改正点は、広域化の組合わせは、消防需要や災害様態等を考慮し、地域において最も効果

的な組合わせを市町村間で協議・決定することに変更となりました。また、長万部町が消防広域化重点地域の指定を受け、組合わせの名称を渡島とし、地域名は長万部町を含む地域とされました。これにより、平成26年2月には森町・八雲町・長万部町の3消防本部による消防体制の充実強化に向けた勉強会を開催、平成26年5月には第2回の勉強会、さらには平成28年8月には第1回消防広域化に向けての検討会を立ち上げ、11月には第2回の検討会、また北海道機器対策課主催による消防庁消防救急課総務広域化推進官、消防広域化推進アドバイザーの2名を招き、消防広域化推進セミナーを開催いたしました。平成29年2月には、第3回の消防広域化に向けての検討会を森町、八雲町、長万部町それぞれ3町の首長も参加し、検討いたしました。検討結果といたしましては、3消防本部での広域化は現在以上のメリット及び費用対効果が見込めないとの結論に至り、検討会を終了いたしました。

2ページ目をお開き願います。第3次広域化推進計画では、国から平成30年4月に市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部の改正がなされ、広域化の推進期限が令和6年4月1日まで再び延長されました。北海道は、平成31年3月に第3次北海道消防広域化推進計画を策定しました。主な改正点は、広域化の組合わせは地域において最も効果的な組合わせを協議・決定する上で、北海道は必要な調整・助言を行う。広域化の実現に時間を要する地域においても、消防体制の充実に向け、指令センターの共同運用や車両の共同整備などの連携・協力が必要なことから、地域の実情を考慮し関係市町村の同意が得られた地域を連携・協力市町村として定めるとともに公表し、国及び道が優先的に支援を行うこととなりました。これにより、令和3年2月、令和2年度第2回渡島・檜山消防長会議において道西地区における消防指令業務の共同運用について、森町が議案を提出いたしました。検討結果といたしまして、函館市より指令システム、デジタル無線の更新予定により物理的な面で共同運用は不可能、共同運用する場合は支援システム次々回更新予定の令和16年度でなければ共同運用はできないとの回答がございました。

なお、参考までに平成18年以降の道内での広域化の実績をご報告いたします。北海道では、6ブロック16消防本部が広域化実施しておりまして、平成19年には68消防本部あったのが、現在58消防本部となっております。

以上、森町消防本部の消防広域化に関するこれまでの経過を提出しました資料により説明させていただきました。よろしくお願いたします。

○委員長（山田 誠君） ただいまの説明について質疑はございませんか。

○委員（河野文彦君） 道の危機対策課で推進セミナーを行うということは、その組合化を進めているということなのですね、道や国は。私、余り詳しくないのであれなのですが、広域組合化することのメリット、消防力が上がるから組合化するのか、費用が抑えられるから組合化するのか。ですけれども、3町で検討した場合は費用対効果が見込めないというような答えも出ています。そう考えると、この広域化の動きというのは逆に何のためにあるのかなと、僕は今この資料を見て思ったのですが、すみません。初歩

的な質問になるかと思うのですけれども、お願いします。

○消防長（東谷直樹君） お答えいたします。

やはり広域化の目的といいますのは、町民サービスにつながるということが一番でございます。それを目的として、広域化でシミュレーションをした結果、余りにも経費がかかり過ぎるということで断念したという経緯がございます。この経費につきましては、まず南渡島圏で検討した際には、初期費用といたしまして約1億1,000万円、通年かかる、毎年かかる経費が約8,000万円、今現在よりも多くかかるというシミュレーション結果が出ております。3町、森、八雲、長万部で検討したシミュレーションの結果ですけれども、初期費用が約2億6,000万円、通年、毎年かかる金額が約9,200万円、今よりかかるというようなことで、見越したのはそれだけ毎年かかるということで、これはちょっと無理だよねという話になりました。

以上でございます。

○委員（加藤 進君） この広域化の話が出たのは、もともと内地のほうの小さな町で余りにも消防の経費がかかり過ぎる。まして内地のほうでは近隣町村がずっとふつついてい関係で広域化をすれば経費削減、職員削減になるのではないかという話から出たものなのです。もともと北海道では、この広域化というのは合わないのです。余りにも土地が広過ぎて。その弊害として、救急車が来ない、火事あっても消防車が来ない。実際に弊害が出ているわけです。したがって、今消防長から説明があったように、森、八雲、長万部というのは距離が長いので、広域化しても逆なメリットは何もない。したがって、この広域化については今の現状ではよいのではないかなと思いますけれども、消防長はいかがですか。

○消防長（東谷直樹君） お答えいたします。

確かにいろんなメリット、デメリット、シミュレーションした結果、このような結果で無理ですよねということで今進んでおります。ただ、今災害とかに対しましては応援協定とかもありまして、お互いに来ていただいて活動しているところでもございます。ただ、通信指令の共同運用につきましては、これは将来的にはやっていかなければならないものだろうとは思っております。ただ、時期的には、先ほど説明したように函館市のできるところが令和16年、初めてそこからは可能性としてありますよということなのですけれども、そこでもしやるとなれば、それより先立って検討会なり協議会なりやらなければいけないので、令和10年過ぎた後に集まって話し合いを始めるというふうにしていかなければならないとは思っております。

以上です。

○委員（加藤 進君） 通信の関係というのは、今道警で使っているような通信の広範囲というのと同じような体系になるということですね。

○消防長（東谷直樹君） お答えいたします。

警察のほうでどのような通信使っているか分からないのですけれども、例えば範囲を渡

島、檜山としたとするならば、中心になるのが函館市消防本部、ここの指令台のほうに全各町のデータを入力するという形で各町から函館市のほうに職員を派遣しながら通信業務をして、函館市からの指令で各隊が動くというような形になろうかと思えます。

○委員（加藤 進君） 現在職員の数が法定から10名ほど少ない数で森町は運営していて、何か支障はあるかないか。私のいたときには支障はなかったというふうに思っておりますけれども、その後支障はないものと考えております。また、法律的にはタンク車の乗車人員、救急車の乗車人員増えてきていますよね。その辺について、何か障害が出ていますか。

○消防長（東谷直樹君） お答えいたします。

各車に乗せる定員等ありますけれども、この今やっている人数につきましても、ほとんど過去ずっとこの人数でやっております。この人数で活動できる、範囲内で活動できる対応を取っているところでございます。確かに人数増えればやり方も変わるでしょうけれども、特別不便に感じるとか、そういうところはないところであります。

○委員長（山田 誠君） あと質疑ございませんでしょうか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（山田 誠君） なければ、消防行政の一部事務組合（広域消防）の導入についてを終わります。

説明員は退席してください。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午前11時49分

○委員長（山田 誠君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎閉会の宣告

○委員長（山田 誠君） 以上で本日の会議日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

本日の総務経済常任委員会はこれで閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時49分